

## 小児医療費助成の所得制限を廃止 4月1日以降受診分から

市は、中学校卒業までの児童を対象に、小児医療費助成事業を実施しています。1歳以上の子の保護者に設けている所得制限を、4月1日受診分から廃止します。現在、小児医療費がない人は、市に発行の申請書をしてください。

4月以降新たに対象となることが確認できた人には、1月に申請書を発送済みです。対象者で申請書が届いていない人は、お問い合わせください。

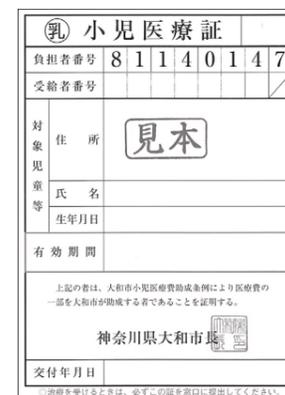
対象▼左表のとおり

対象者	現行 助成内容	4月1日以降 助成内容
0歳児	入院・通院 【所得制限なし】	入院・通院 【所得制限なし】
1歳児～ 中学校卒業	入院・通院 【所得制限あり※】	

※現行の所得制限：532万円+38万円×扶養親族の人数(父母のうち、所得が高い方で判定)

申請方法▼対象の子の健康保険証の写し、申請者の本人確認書類の写し、申請書等を郵送で〒242-18601保健福祉センターこども総務課へ。申請書は市のホームページからダウンロードできます。

※小児医療証は3月末までの発送を予定しています(2月末までに不足書類なく申請した場合)。



小児医療証(見本)



市ホームページ

問 保健福祉センターこども総務課  
手当医療係 ☎(260)5608  
FAX (264)0202

## 原油価格・物価高騰対策 中小企業支援事業を拡大 給付金対象者を拡大・申請受付期間を延長

原油価格・物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、給付金の対象者を拡大し、申請期間を延長。また、中小企業診断士等が相談に応じる経営相談窓口の期間も延長します。

対象者▼市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等事業者のうち、指定する期間で原油価格・物価高騰の影響により10万円以上の損失を受けている者。

※法人においては、市内に本社・本店を置いているという要件、個人事業主においては、市内在住であるという要件を撤廃。

※すでに交付決定を受けている場合は、要件を満たした市内事業所の数から1事業所分を除いた事業所分が対象になります。

※その他条件あり。詳しくは市のホームページをご覧ください。

助成金額▼10万円(1事業所1回限り)。

※原油価格高騰の影響を受けた道路運送事業者等は10万円を上乗せ。

申請方法▼3月10日(金)(必着)まで

に必要書類を郵送で〒242-10021中央5-1-4大和商工会議所内経営相談付き給付金事務局へ。

給付金の申請について▼経営相談付き給付金事務局 ☎0120(560)564。

※申請時に次の経営相談を受ける場合は、同会議所3階へ直接持参も可。

### 中小企業診断士による 経営相談窓口

とき▼3月31日(金)までの午前9時～午後8時(1枠1時間程度)

ところ▼大和商工会議所3階

対象▼経営相談付き給付金申請者

申し込み▼電話で経営相談窓口 ☎0120(620)625へ(予約なしでも相談可)。

※相談回数に制限はありません。



市ホームページ

問 市役所産業活性化課企業活動サポート係 ☎(260)5135  
FAX (260)5138

## 大和市独自 対象児童1人につき2万円

## 「子育て世帯応援給付金」を支給 中学3年生までの児童を養育する世帯が対象

コロナ禍において、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子育て世帯応援給付金を支給します。この給付金は市独自の制度で、所得制限はありません。市から児童手当を受給する人などは原則として申請不要ですが、一部の人は申請が必要です。

対象▼市内在住の中学3年生までの児童(平成19年4月2日～令和5年2月28日生まれの子)を養育している人

給付額▼対象児童1人につき2万円。



市ホームページ



問 保健福祉センターこども総務課  
手当医療係 ☎(260)5608  
FAX (264)0202

支給対象者	支給方法・時期	申請方法
市から昨年10月分児童手当(特例給付含む。今年2月15日支給)を受給する人または、昨年11月分以降に同手当について市から新生児分の受給資格の認定を受ける人	2月下旬以降に児童手当の振込指定口座に振り込み(2月上旬以降に案内を送付予定)	原則不要 (ただし、3月15日(水)までに児童手当の受給資格の認定を受けられない場合などは、申請が必要です)
上記以外の人 【例】 ・所得制限で昨年10月分児童手当を受給しない人 ・所属庁から児童手当を受給している公務員 など	申請に基づき支給(個別案内と申請書は、2月中旬以降に送付予定)	3月15日(水)(必着)までに申請書、本人確認書類の写し、銀行の口座番号が分かるものの写しなどを〒242-8601保健福祉センターこども総務課へ。※申請書は市のホームページからダウンロードもできます。

## 新型コロナに関する相談先

現在、多くの人が新型コロナウイルスに感染しています。特に高齢のかたや基礎疾患のあるかたなどは重症化するリスクが高いと言われています。感染予防のためには、手洗いや換気などの基本的な感染対策をお願いします。

### 神奈川県 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

☎(0570)056774 [一部のIP電話など、左記番号につながらない場合] ☎045(285)0536

音声案内 1 無休(24時間) 2 ~ 4 平日(9:00~17:00)

- 1 発熱や咳などの症状のある人、診療可能な医療機関の案内、感染の不安、健康・医療、陽性者登録窓口、LINEコロナお知らせシステム、COCOA・濃厚接触者に関する事など
- 2 マスク飲食実施店認証制度に関する事
- 3 経営相談に関する事
- 4 その他

### 大和市 新型コロナウイルス 総合相談窓口

☎046(261)8009

月～金曜日8:30~17:15(祝日を除く)  
発熱相談、相談先が分からない場合など

### やまと24時間健康相談

☎0120(244)810 24時間365日

### 大和市 新型コロナ自宅療養者 生活相談ダイヤル

☎046(260)5637

月～金曜日8:30~17:15(祝日を除く)

## ワクチンに関するご相談はこちらへ

### 大和市 新型コロナワクチンコールセンター

☎046(260)0900 毎日 8:30~17:15

FAX 046(260)0917 (耳の不自由な人などの問い合わせ用)

### 神奈川県 新型コロナワクチン 副反応等相談コールセンター

☎045(285)0719 24時間対応